

最高裁秘書第106号

平成30年1月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月22日付け（同月25日受付，最高裁秘書第5156号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

法務局の法定相続情報を家庭裁判所の遺産分割調停で利用できるかどうかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

